

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 447

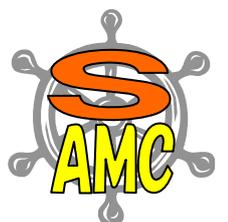
2024年 8 月号 AUGUST



今月のお知らせ

暑中お見舞い申し上げます
お盆休みのお知らせ 8/10(土)~8/18(日)

- ✎ 定額減税の調整給付金
- ✎ どうなる公的年金の見通し
- ✎ 住宅リフォーム減税の種類
- ✎ はしやすめ ・コカ・コーラの話
- ✎ 税務まめ辞典 ・小規模企業共済の請求事由と受取方法



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

定額減税の調整給付金



現在、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されていますが、その中で**定額減税しきれないと見込まれる方**に対して、その差額が支給（調整給付）される予定です。

支給対象者

定額減税可能額が令和6年分の推計所得税額（各市町村が令和5年分の所得状況等の情報を基に推計）または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方

給付額

【①所得税分控除不足額】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額} \\ \hline \text{※令和5年分所得税額より推計} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税分控除不足額} \\ \hline (\text{0円未満は0}) \\ \hline \end{array}$$

【②個人住民税分控除不足額】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分個人住民税所得割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{個人住民税分控除不足額} \\ \hline (\text{0円未満は0}) \\ \hline \end{array}$$

【調整給付金（①+②）】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{① 所得税分控除不足額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②個人住民税分控除不足額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \hline (\text{1万円単位に切り上げ}) \\ \hline \end{array}$$

※ 令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、調整給付額に不足が生じる場合には、令和7年に追加で不足分の給付を行う予定

※ 逆に過給付（もらい過ぎ）となった場合でも返還は不要となります

給付手続き方法

支給対象者にはすでに各市町村から「支給確認書」が届いています。届いた書類の内容に従い手続きをして下さい。提出期限は各市町村によって異なります。早いところでは9月末までとなっています。

どうなる公的年金の見通し



先月、老後の生活資金となる公的年金の長期的な見通しを5年に一度試算する「財政検証」の結果が公表されました。少子高齢化により保険料を払う現役世代が減り、年金を受給する高齢者が増えるなか、財政検証では4つのケースが試算されました。

財政検証では将来受け取る年金の水準を「所得代替率」という指標で表します。所得代替率とは夫が厚生年金に40年間加入し、妻が専業主婦の場合に65歳からもらえる夫婦2人の年金を現役男性の平均手取り収入で割ったものをいいます。経済が横ばいでも現状より2割近く下がる予想となっています。

現状と今後の経済シナリオ	夫婦2人の年金	所得代替率
2024年度の現状	22.6万円	61.2%
高成長ケース（実質成長率1.6%）	25.9万円	56.9%
成長ケース（実質成長率1.1%）	24.0万円	57.6%
横ばいケース（実質成長率▲0.1%）	21.1万円	50.4%
マイナス成長ケース（実質成長率▲0.7%）	59年度に積立枯渇し破綻	37～33%程度

厚生年金の加入対象者を増やすため、今年の10月からは従業員51人以上（現在101人以上）の企業に勤務し、月収8.8万円以上となる労働者も厚生年金の加入義務者となります。今後、企業規模の要件を撤廃し、政府は将来的に週10時間以上働くすべての労働者も加入の対象とする案も検討しています。また、厚生年金の標準報酬等級の上限を現在の65万円から引き上げる可能性もあります。

住宅リフォーム減税の種類



マイホームをリフォーム（増改築）した時は一定の要件に該当すれば所得税の税額控除を受けることができます。住宅ローン等を利用して増改築等をした場合の住宅借入金等特別控除のほか、住宅ローン等を利用しない場合でも税額控除を受けれるケースもあります。

今回は住宅ローン等を利用しない場合のリフォーム減税の種類をご紹介します。

耐震リフォーム 対象工事限度額250万円 最大控除額25万円



〈控除要件〉

1. 耐震改修を行う方が居住している家屋であること
2. 昭和56年5月31日以前に建築されたもので現行の耐震基準に適合していない家屋であること
3. 建築士等が発行する増改築等工事証明書または地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書により証明がされたものであること

A. 耐震リフォーム以外のリフォーム工事に共通する要件

- ① 自己の所有している家屋であること
- ② リフォーム工事後、6か月以内に入居していること
- ③ リフォーム工事後の家屋の床面積が50㎡以上であること
- ④ 床面積の2分の1以上が居住用であること
- ⑤ 控除を受ける年の合計所得金額が2,000万円以下であること
- ⑥ 対象となるリフォーム工事に該当することが増改築等工事証明書により証明されていること
- ⑦ 対象となるリフォーム工事の標準的な費用の額が50万円を超えること
※国または地方公共団体から補助金等が交付される場合は補助金等を差し引いた金額で判定
- ⑧ 令和6年1月1日～令和7年12月31日までに工事が終了していること
※子育て対応リフォームについては令和6年4月1日～令和6年12月31日まで

バリアフリーリフォーム 対象工事限度額200万円 最大控除額20万円



〈控除要件〉

1. Aの①～⑧の要件に該当すること
2. 控除を受ける方が次の（イ）～（ニ）のいずれかに該当すること
（イ）50歳以上の方、（ロ）要介護又は要支援の認定を受けている方
（ハ）障害をお持ちの方、（ニ）65歳以上の親族や（ロ）（ハ）に該当する親族と同居している方

省エネリフォーム 対象工事限度額250万円(350万円) 最大控除額25万円(35万円)

※上記カッコ内の金額は太陽光発電設備を設置含む場合

〈控除要件〉

1. Aの①～⑧の要件に該当すること
2. 窓の断熱改修工事を行っていること（必須工事）

多世帯同居対応リフォーム 対象工事限度額250万円 最大控除額25万円



〈控除要件〉

1. Aの①～⑧の要件に該当すること
2. 調理室・浴室・便所・玄関のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数あるもの

長期優良住宅化リフォーム 対象工事限度額250万円(500万円) 最大控除額25万円(50万円)

※上記カッコ内の金額は耐震リフォームと省エネリフォームの両方を併せて行った場合

※さらに太陽光発電設備を設置した場合は最高600万円（控除額60万円）

〈控除要件〉

1. Aの①～⑧の要件に該当すること
2. 耐震リフォームまたは省エネリフォームを併せて行うこと
3. 認定を受けた長期優良住宅建築計画に基づくものであること

子育て対応リフォーム 対象工事限度額250万円 最大控除額25万円

〈控除要件〉

1. Aの①～⑧の要件に該当すること
2. 控除を受ける方が次の（イ）～（ハ）のいずれかに該当すること
（イ）40歳未満で配偶者を有する方、（ロ）40歳以上で40歳未満の配偶者を有する方
（ハ）19歳未満の扶養親族を有する方

はしやすめ

コカ・コーラの話



暑い日が続いていますが、そんな日に飲みたいものといえば子どもから大人まで人気のコカ・コーラです。覚醒作用があるコカの葉とカフェインを含むコーラの実を原材料として使用していたのが名前の由来です。元々は薬剤師であるジョン・ペンバートン氏が1880年頃にその当時「奇跡の植物」として注目されていたコカインとワインを組み合わせて薬として販売していましたが、1885年に禁酒法が施行されたためアルコールが入っていない代用品を作ったところ、水と間違えて炭酸水で割って偶然できた飲み物といわれています。

1888年に開発者のペンバートン氏が亡くなった後、「ザ・コカ・コーラ・カンパニー」という会社が設立され、薬から清涼飲料水へと方向転換するとそれが功を奏し、瓶詰めの販売方式を採用したことも相まってコカ・コーラはアメリカ全土に浸透し、海外にも広がっていきました。

日本では1914年頃に初めて輸入され、当時の詩集には「コカコオラもう1杯」という一節が登場しています。その後1920年に初めてコカ・コーラが販売されましたが戦争も影響したのか、高価だったのであまり人気は出ませんでした。

戦後コカ・コーラの日本支社が開設されボトリング工場が誕生すると、これまで輸入していたコカ・コーラもいよいよ日本で製造が出来るようになりました。滋賀県守山市に原液工場がありますが、コカ・コーラの原材料の一つである香料についてはトップシークレットとなっており、コカ・コーラ社の最高幹部しか知らないといわれています。昔はコカ・コーラを飲むと骨が溶けるという噂話がありましたが、それが本当ならず骨が溶けている人がいてもおかしくありません。ちなみにコカインの成分は1903年以降除去されており、現在のコカ・コーラには当然コカインは含まれていませんのでご安心を。

税務まめ辞典

小規模企業共済の請求事由と受取方法

多くの個人事業主や法人役員の方が加入している小規模企業共済は、廃業や退職、死亡等により共済金を請求することができますが、請求事由により選択できる受取方法が異なります。

受取方法は一括受取り、10年または15年の分割受取り、一括と分割の併用があります。

【請求事由】(カッコ内は選択できる受取方法)

個人事業主の場合

- ・ 個人事業の廃業(一括・分割)
- ・ 共同経営者の退任(一括・分割)
- ・ 個人事業の法人成り(一括のみ) ※法人の役員であれば共済契約の継続可

法人役員の場合

- ・ 法人の解散(一括・分割)
- ・ 65歳以上で法人役員を退任(一括・分割)
- ・ 65歳未満で法人役員を退任(一括のみ) ※受取額が300万円以上で60歳以上なら分割も可

【受取方法】

一括で受取る場合

退職所得扱い

受取額から退職所得控除額を引いた2分の1が退職所得となります

※契約者死亡による場合は死亡退職金(みなし相続財産)

死亡退職金の場合は法定相続人の数×500万円まで非課税

分割で受取る場合

公的年金扱い

受取期間は10年または15年の2通り

請求事由が共済契約者の死亡でないこと

分割で受取る金額が300万円以上で受取り時の年齢が60歳以上であること

65歳以上で180か月以上掛金を納付した場合は廃業や退職でなくても受取可能

※分割受取りを選択した場合、受給者が死亡または重度の障害を受けた場合以外は一括受取りに変更不可

※分割で受取る金額が300万円以上で、かつ、一括で受取る金額が30万円以上なら併用も可能

共済契約を解約した場合

一時所得扱い

受取額から50万円引いた2分の1が一時所得となります

※納付した掛金の総額は一時所得の計算上、必要経費に算入されません